

# 指定訪問看護 契約書兼重要事項説明書

しろくま訪問看護リハビリステーション

☎ 050-6861-1032

## 1項 訪問看護契約書

利用者\_\_\_\_\_様(以下「利用者」という。)としろくま訪問看護リハビリステーション(以下「事業所」という。)とは、訪問看護サービスの利用に関して、次のとおり契約を結びます。

### 第1条(目的)

事業所は、介護保険法及びこの契約書に従い、契約者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。

### 第2条(契約期間)

- 1 この契約期間は、2025年 月 日からの1年間とします。
- 2 上記の契約期間満了の一か月前までにご利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は合意の上この契約は自動更新されるものとします。ただし、旧契約内容が変更される場合、および新しいサービス等について取り決めをした場合は、付属の別紙貼付用紙の該当欄に必要事項を記載し、記名押印します。

### 第3条(訪問看護計画書等)

- 1 事業所は、ご利用者の日常生活の状況およびその意向を踏まえ、ご利用者の主治医の訪問看護指示書に伴い、居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って、「訪問看護計画書」を作成します。そして「訪問看護計画書」に従って、計画的にサービスを提供します。
- 2 事業所はご利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合、その変更が居宅サービス計画(ケアプラン)の範囲内で可能なときは、主治医に相談の上「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。

### 第4条(サービス提供の記録等)

事業所は、「訪問看護サービス記録所」等の記録を作成した後二年間はこれを適正に保存し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付します。

### 第5条(ご利用者負担金およびその滞納)

- 1 サービスに対するご利用者負担金は、サービスごとに記載するとおりとします。なお、ご利用者負担金は関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に関係法令が改訂された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 2 ご利用者が正当な理由なく事業所に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には事業所は一か月の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 前項の催告をしたときは、事業所は、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業所と協議し、ご利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスのご利用等について必要な調整を行うよう申請するものとします。
- 4 事業所は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解除することができます。

### 第6条(ご利用者様の解約権)

ご利用者様は、事業所に対しいつでも一週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

### 第7条(事業所の解除権)

事業所はご利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業所は居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した介護支援事業所にその旨を連絡します。

#### 第8条(契約の終了)

次のいずれかの事態が発生した場合は、この契約を終了するものとします。

- 一 第2条の規定により事前に更新の合意がなされないまま契約の有効期間が満了したとき
- 二 第5条の規定により事業所から解除の意思表示がなされたとき
- 三 第6条の規定によりご利用者から解約の意思表示があり、かつ予告期間が満了した時
- 四 第7条の規定により事業所から契約解除の意思表示がなされたとき
- 五 次の理由によりご利用にサービスを提供できなくなったとき
  - ①主治医により訪問看護が必要でないと判断されたとき
  - ②ご利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院したとき
  - ③ご利用者が死亡したとき
  - ④当ステーションスタッフに対し、暴言、暴行、セクハラやその他不快と感じる行為があつたとき

#### 第9条(損害賠償)

事業所は、サービスの提供にあたってご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を当社加入保険により賠償いたします。ただし、自らの責に帰すべき事態によらない場合には、この限りではありません。

#### 第10条(秘密保持)

- 1 事業所は業務上知り得たご利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、ご利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合をのぞいて、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 療養上必要な情報は関係機関とのやり取りにて身体状況、住所、電話番号など共有させて頂きます。

#### 第11条(苦情対応)

- 1 ご利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業所・介護支援専門員・市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業所は、苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業所はご利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

#### 第12条(協議)

事業所およびご利用者は、本契約書に定めがない事項、および本契約書の内容解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議解決するものとします。

## 2項 指定訪問看護の重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年11月1日大阪府条例第115号)に定める内容に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際してご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1、事業者概要

事業者名称 Hopes&Dreams合同会社  
代表者名 吉川 健  
所在地 大阪府羽曳野市誉田3-14-20 メゾン白鳥305  
電話番号 050-6861-1032

## 2、事業所概要

事業所名称 しろくま訪問看護リハビリステーション  
指定番号 大阪府指定 事業所番号 2763890395  
所在地 大阪府羽曳野市誉田3-14-20 メゾン白鳥305号室  
電話番号 050-6861-1032

## 3、運営方針

### 運営の方針

- 1 本事業所が指定訪問看護の提供にあたって、ステーションの看護職員は、心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視し、在宅療養が継続できるように支援します。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持 又は向上を目指します。
- 3 指定訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常生活の充実に資するように漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- 4 本事業者は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- 5 事業の実施に当たっては、利用者の主治医と密に連携をとり、状態改善に努めます。
- 6 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医へ情報の提供を行います。
- 7 前6項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年11月1日大阪府条例 第115号)に定める内容を遵守し、事業を実施します。

## 4、本事業所の職員体制[2025年12月1日現在]

管理者(看護師)訪問看護員兼務 常勤1名

看護師 常勤4名 非常勤1名

理学療法士 常勤2名 非常勤1名 作業療法士 常勤2名 非常勤 1名  
言語聴覚士 常勤1名 計5名

#### 5、営業日・営業時間

月	火	水	木	金	土	日
○	○	○	○	○	○	○

9時から18時

#### 6、通常の実施地域

羽曳野市誉田から半径4.0kmの範囲

羽曳野市全域、藤井寺市全域、柏原市、富田林市、八尾市、松原市

※訪問場所は実施地域外でも可能です

訪問看護料金表[医療保険](2024年6月現在)

労災医療は医療保険に準じます

〈保険単位と基本利用料〉

後期高齢者〔75歳以上〕	1割、現役並み所得者の方は3割 ※後期高齢者医療限度額適用証をお持ちの方 一般: <b>18000円/月</b> 区分Ⅱ: <b>8000円/月</b> 区分Ⅰ: <b>8000円/月</b>
健康保険／国民健康保険	高齢受給者(70~74歳) 2割／1割(昭和19年4月1日生まれまで) 一般(70歳未満) 3割(6歳未満は2割)
社会保険 ・重度障がい者医療費助成制度 ・難病医療者証	市町村の定めや所得により上限金額が異なります。

〈基本料金明細〉

□訪問看護基本療養費Ⅰ (一日につき)	週3日まで <b>5550円</b> 週4日以降 <b>6550円</b> (厚生労働省が定める疾患等)			
□訪問看護基本療養費Ⅱ (同日3人以上)同一建物居住者	週3日まで <b>2780円</b> 週4日以降 <b>3280円</b> (厚生労働省が定める疾患等)			
□訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた外泊時)	<b>8500円</b> (入院中に1回、厚生労働省が定める疾患等は入院中に2回)			
□悪性腫瘍の方に対する専門研修を受けた看護師による訪問	<b>12850円</b>			
□精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで <b>30分以上5550円 30分未満4250円</b> 週4日目以降 <b>30分以上6550円 30分未満5100円</b>			
□乳幼児加算(6歳未満)	<b>1500円</b>			
□複数名訪問加算	看護師等2人以下 <b>4500円</b> 3人以上 <b>4000円</b> 准看護師と2人以下 <b>3800円</b> 3人以上 <b>3400円</b> その他の職員と2人以下 <b>3000円</b> 3人以上 <b>2700円</b>			
□難病等複数回訪問加算 (週4日以上訪問できる方)	1日2回の訪問: <b>4500円</b> 1日3回以上の訪問: <b>8000円</b>			
□早朝・夜間加算 (6時~8時・18時~22時)	<b>2100円</b>			
□深夜加算(22時~6時)	<b>4200円</b>			
□訪問看護管理療養費 (1日につき) 令和6年5月現在 その他に該当	<b>機能強化型Ⅰ 13230円 2日目以降 3000円</b>	<b>機能強化型Ⅱ 10030円 2日目以降 3000円</b>	<b>機能強化型Ⅲ 8700円 2日目以降 3000円</b>	<b>その他 7670円 2日目以降 3000円</b>
□訪問看護医療DX情報活用加算	<b>50円</b>			

〈病状によって下記の料金が加算されます〉

□長時間訪問看護加算(週一回まで) (15歳未満の超重症児または準超重症児は週3回まで)	5200円
□緊急時訪問看護加算(1日につき)月14回まで	2650円 (15回以降2000円)
□特別管理加算(1月につき)	利用者の状態で2500円 または5000円
□特別管理指導加算	2000円
□退院時共同指導加算(1月につき)(利用者の状態に応じ月2回を限度)	8000円
□在宅患者連携指導加算(1月につき)	3000円
□退院支援指導加算	6000円
□在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1月につき2回)	2000円
□ターミナルケア療養費	(1)25000円 (2)10000円
□24時間対応体制加算(1月につき)	看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合 6800円 上記以外 6520円
□情報提供療養費(1月につき)	1500円
□看護・介護職員連携強化加算	2500円
□専門管理加算 ○緩和、褥瘡、人工肛門、人工膀胱の専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行なった ○特定行為研修を受けた看護師が計画的な管理を行なった	2500円
□遠隔死亡診断補助加算	1500円

〈保険適用外料金〉※税込

	時間内 9時~18時	早朝:6時~9時 夜間:18時~22時	深夜 22時~6時
平日 60分未満	8800円	13200円	16500円
土・日・祝祭日 60分未満	11000円	16500円	19800円
超過時間利用料	5500円(1回のご利用が保険外で60分を超えた場合、または保険内で超過した時間についても同様)(30分毎)		
死後の処置料	22000円		

〈保険単位と基本利用料〉1単位=10.42

1割負担額記載

	時間内:8~18時		早朝:6時~18時 夜間:18時~22時		深夜:22時~6時	
□訪問看護 I - 1 (20分未満)	314単位	328円	392単位	408円	471単位	490円
□訪問看護 I - 2 (30分未満)	471単位	491円	588単位	613円	706単位	736円
□訪問看護 I - 3(30分以上60分未満)	823単位	858円	1028単位	1071円	1234単位	1286円
□訪問看護 I - 4(60分以上90分未満)	1128単位	1176円	1410単位	1469円	1692単位	1763円
□介護予防訪問看護 I - 2 (30分未満)	451単位	470円	563単位	586円	676単位	704円
□介護予防訪問看護 I - 3 (30分以上60分未満)	794単位	828円	992単位	1034円	1191単位	1241円
□介護予防訪問看護 I - 4 (60分以上90分未満)	1090単位	1136円	1362単位	1419円	1635単位	1703円
□定期巡回に追加して訪問看護を行う場合(1月毎)	2961単位	3085円				

#### リハビリ専門職による訪問

□訪問看護 I - 5 (20分)	294単位	※40分以上から	588単位 (40分)	613円	793単位 (60分)	826円
□介護予防訪問看護 I - 5 (20分)	284単位	※40分以上から	568単位 (40分)	592円		
□理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合(1訪問ごと)			-8単位	-8円		
□利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に 1)介護予防訪問看護を行った場合 2)上記減算【※-8単位】を算定している時			1)-5単位 2) -15単位	-5円 -15円		

〈病状等によって下記の料金が加算されます〉

□特別管理加算	( I )500単位	( I )521円
---------	------------	-----------

	(Ⅱ)250単位	(Ⅱ)260円
□ターミナルケア加算	2500単位	2605円
□退院時共同指導加算	600単位	625円
□複数名訪問加算(30分未満)	254単位	264円
□複数名訪問加算(30分以上)	402単位	418円
□長時間訪問看護加算	300単位	312円
□初回加算 退院当日 退院日以降	(Ⅰ)350単位 (Ⅱ)300単位	(Ⅰ)365円 (Ⅱ)313円
□看護・介護職員連携強化加算	250単位	260円
□看護体制強化加算	(Ⅰ)550単位 (Ⅱ)200単位	573円 208円
□口腔連携強化加算	50単位	52円
□サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)6単位 (Ⅱ)3単位	(Ⅰ)7円 (Ⅱ)4円
□専門管理加算	250単位	260円
□遠隔死亡診断補助加算	150単位	156円

〈利用者のご希望により契約された場合は下記の単位が加算されます〉

□緊急時訪問看護加算	(Ⅰ)600単位 (Ⅱ)574単位	625円 598円
------------	----------------------	--------------

### ○利用料金の支払い方法

毎月、ご利用月の翌月15日前後に前月分の請求書をお渡し又は送付いたします。

□口座引き落とし[SMBCファイナンスサービス株式会社委託]

□現金支払い(口座引き落としが不可の場合のみ)

#### 1)利用者の指定の口座から、自動振替の場合

利用者は一か月単位とし、当該月の利用料は翌月26日(土・祝祭日はその翌日)に利用者が指定する口座から振り替えます。領収書の発行は引き落とし翌月の中旬となります。初回登録の場合は2,3カ月程度時間を要します。

#### 2)現金払いの場合

利用料は一か月単位とし、当月分を翌月中旬頃にご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収書を発行します。

#### 8、高齢者虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2)虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備を行います。
- (3)従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4)事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (6)事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7)やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (8)虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。 担当吉川

#### 9. 感染症対策について

- 事業所において感染症等が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- (1)訪問スタッフ等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3)事業所における感染症等の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催しその結果について従業者に周知徹底しています。
- (4)事業所における感染症等の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- (5)従業者に対し、感染症等の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

#### 10. 業務継続計画について

- (1)感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

#### 11. 事業の運営

- 1)指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供にあたっては、ステーションの看護師によって行うものとし、第三者の委託は行いません。
- 2)ステーションは事業の実施にあたり、暴力団員及び、介護保険法第70条第2項各号又は第115条の2第2項各号に規定する暴力団密接関係者を、その運営に関与させないものとします。

#### 12. 苦情・相談 申し立て窓口

しろくま訪問看護リハビリステーション 担当者:吉川	大阪府羽曳野市誉田3-14-20-305 ☎050-6861-1032
------------------------------	--

羽曳野市 保健福祉部 介護予防支援室 高年介護課	大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 電話番号:072-958-1111(代表)
大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課 介護事業所への苦情	大阪市中央区常磐町1丁目3-8 中央大通りFNビル内 ☎06-6949-5418
大阪府庁 高齢介護室介護支援課 介護保険に関する相談・質問	大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階介護支援課 ☎06-6944-6668

### 13. 緊急時、及び事故発生時の対応方法について

緊急時及び事故が発生した場合には、主治医、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名: 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 : 訪問看護事業者特別約款

保障の概要: 身体障がい、財物損壊、人格権侵害、初期対応費用、被害者治療等

### 14. 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、日常生活の状況や利用の意向に基づき作成いたします。

### 15. 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は厳く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

## 3項 個人情報使用同意書

私(利用者)、およびその家族の個人情報については、以下に記載する通り必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 記

### 1. 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- (2) 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴い必要最小限の情報の提供
- (3) 在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所その他の関係者と連携を図るため、医療従事者や介護従事者その他の関係者が共有すべき介護情報を含む個人情報の提供

### 2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

### 3. 使用する期間

契約で定める期間

### 4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者にももれることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

私は、上記の項目に対し同意します。

年 月 日  
〈利用者〉

氏名 \_\_\_\_\_  
〈家族〉

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_

【事業所】

所在地: 大阪府羽曳野市誉田3-14-20メゾン白鳥305号室

名 称: Hopes&Dreams合同会社

しろくま訪問看護リハビリステーション

管理者 吉川 健

印